

## 船舶インシデント調査報告書

令和2年5月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（推進器故障）
発生日時	令和元年7月8日 05時50分ごろ
発生場所	福井県おぼま市 <small>おぼま</small> 小 <small>ぼら</small> ノ鼻北北東方沖 田 <small>たがらす</small> 烏港明神鼻灯台から真方位315° 2.9海里付近 （概位 北緯35° 34.6′ 東経135° 47.1′）
インシデントの概要	ミニボート（船名なし）は、漂流中、推進器が回転しなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和元年7月17日、主管調査官（神戸事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（長さ約3m） なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、なし
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り、釣り場を移動することとし、船外機を始動してクラッチを前進方向に入れた際、プロペラが回転せず、運航不能となった。 操縦者は、プロペラにロープ類等が絡んだ様子もなく、原因が分からず、オールを漕いで帰航していたところ、 <small>かい</small> 座が破損したので、携帯電話で118番通報した。 本船は、本インシデント後、プロペラを固定しているシャープピンが経年劣化で折損していたことが判明した。
分析	本船は、漂流中、釣り場を移動しようとして船外機を始動し、クラッチを前進方向に入れた際、シャープピンが経年劣化で折損したことから、プロペラが回転しなくなり、運航不能となったものと推定される。
原因	本インシデントは、本船が漂流中、釣り場を移動しようとして船外機を始動し、クラッチを前進方向に入れた際、シャープピンが経年劣化で折損したため、プロペラが回転しなくなったことにより発生したものと推定される。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・船長又は操縦者は、予備のシャープピン及び割ピンを保有することが望ましい。

